

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和7年4月7日

木曾岬町農業委員会

木曽岬町農業委員会会議録

令和7年4月7日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1 番 水谷 正行
2 番 伊藤 忠司
3 番 糠 己紀男
4 番 横井 善彦
6 番 白木 悟
7 番 岡村 なつ枝
8 番 岡村 昇
9 番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

5 番 花井 一好

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
伊藤 正人
加藤 英二
伊藤 正樹
伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

議長

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

よって出席委員は、農業委員7名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

議長

書記には、中山事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

議長

議長

(午後7時00分 開会)

議長

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

以上の 1 議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

申請番号 5-1 については譲受人が[]としての転用で、隣地にある既存施設の拡大となります。隣接地の状況ですが、水

路と町道、一部宅地に囲まれており農地はございません。雨水排水は、側溝を通して水路へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いします。

〔 休会 午後 7 時 3 分 〕

(申請書回覧)

※白木悟委員入室

議 長

それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後 7 時 12 分 〕

議 長

「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-1」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見をお願いします。

伊藤恒久委員

約束事を守ってもらえれば良いと思います。

議 長

次に農業委員の「水谷正行委員」のご意見をお願いします。

水谷正行委員

地元にも説明会をして、地元として誓約書をもらっているとのことで問題ないと思います。

議 長

他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

伊藤守委員

地元説明会とあるが、地元とはどこまでのことか。

水谷正行委員

堤防の外側が一つの地域となっている。そこの人達が説明を受けている。

岡村昇委員

申請の業種では騒音の問題も出ると思う。説明会ではその意見もあったか。

事務局	説明会では騒音の話や、他にもいくつか意見が出たようです。その意見を反映させた誓約書を地元と事業者で結んでいるとの事です。
伊藤忠司委員	誓約書とはどんな制限があるのか。誓約書の内容を守らなかった場合、役場は関与するのか。法的な効力はあるのか。
事務局	誓約書は地元と事業者の間で交わしたものの。役場としてそこに関わることは出来ない。
岡村昇委員	農業委員会としてもそこまでは踏み込めない。
事務局	例えば、誓約書に記載があるかもしれないが、先ほどの騒音の問題で、騒音規制法の基準を超えるような騒音であれば、関係部署から適切に指導をすることになる。
横井善彦委員	自分の耕作している農地が近くにある。この事業者だと思うが、道路に車を停めている事業者がある。今回の申請で敷地が広がるのでなくなってくれば良いが、指導は出来るのか。今回のような件の説明会は地元の農地所有者は対象としていない。説明会に参加できない。
事務局	町道に停めていれば、道路管理者として町が指導する。
岡村昇委員	今後の説明会には農地所有者も対象とするよう要望して欲しい。
伊藤守委員	別の地区ではキャリアカーから、道路上で積み下ろしをしている。車を道路に並べているときもある。警察が来ると、その時は移動させるが次の日にはまた置いている。その繰り返しである。事故が起こらないように敷地内で積み下ろしをしてもらいたい。
事務局	積み下ろしの内容は誓約書の中に盛り込まれている。違反の場合は道路管理者から指導はするし、警察に来てもらうこともある。同業の方が別の所で行っている内容が違反をしているから、今回の事業者もするであろう、とはならない。申請内容では適正にしているとしているので信じるしかない。
岡村昇委員	そこまでは農業委員会の範囲外である。許可の要件ではない。その後の利用についてはしっかり見ておいていただきたい。
議長	他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-1」について許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございました。
挙手全員により、「5-1」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議 長 以上で本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7 時 25 分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和7年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員